

鳥取県公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当
たる翌日)

目 次

◇ 告 示

土地改良法による換地計画の決定(二件)(農村整備課)

土地改良事業の認可申請の適否の決定(八件)(〃)

土地改良事業の認可(十四件)(〃)

土地改良法による換地計画の認可申請の適否の決定(九件)(〃)

土地改良事業の工事の完了(二件)(〃)

基本測量の終了(管理課)

土地区画整理事業の終了の認可(都市計画課)

◇ 選 管 告 示

政治団体からの届出事項に異動があつた旨の届出

政治団体の解散の届出

政治団体の収支に関する報告書の要旨(二件)

指定団体の指定の取消しの届出

特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の要旨

◇ 公 安 告 示

遊技機の型式の検定(防犯少年課)

告 示

鳥取県告示第百十三号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る八頭中央地区第三工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場及び河原町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定に基づき、県営土地改良事業に係る多里地区第二工区の換地計画を定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日南町役場

四 異議の申立て

利害関係人は、この告示に係る換地計画について異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し立てること。

鳥取県告示第百十五号

鳥取市が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（一般）東郷地区区画整理）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地

改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

鳥取市役所

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十六号

郡家町が行う土地改良事業（第三期山村振興農林漁業対策事業山志谷地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

郡家町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十七号

大栄町が行う土地改良事業（団体営農道整備事業由良地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十八号

大栄町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）由良地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

大栄町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百十九号

北条町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）江北地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十号

北条町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）弓原地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

北条町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十一号

江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業三平（温湯井手）地区農業用排水）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十二号

江府町が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業三平（奥山農道）地区農道整備）の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

土地改良事業計画書及び条例の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（金原）地区農業用排水）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業大郷（金沢）地区農道整備）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（河内・宮の下）地区農道整備）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（河内）地区農道整備）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業明治（河内）地区農業用排水）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良

事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）津ノ井地区農業
用排水）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第
七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百二十九号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に
おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良
事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（紙子谷）地区暗きよ排水）を昭和六
十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告
示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第二百三十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に
おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良
事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（広岡）地区暗きよ排水）を昭和六十
三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示

する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百一十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に
おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良
事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（船木）地区暗きよ排水）を昭和六十
三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示
する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項に
おいて準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良
事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（香取）地区暗きよ排水）を昭和六十
三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示
する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（船木）地区農業用排水）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十四号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、鳥取市が行う土地改良事業（農村基盤総合整備事業津ノ井（香取第二）地区農道整備）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、西伯町が行う土地改良事業（土地改良総合整備事業（水田農業確立対策特別型）北方地区農業用排水）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の二第五項において準用する同法第十条第一項の規定に基づき、淀江町が行う土地改良事業（農村総合整備モデル事業中間（小波線農道）地区農道整備）を昭和六十三年二月三日認可したので、同法第九十六条の二第七項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

鳥取県告示第三百三十七号

日野町が行う土地改良事業に係る下榎（岩田）地区の換地計画の認可申

請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年二月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
日野町役場
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十八号

鳥取市が行う土地改良事業に係る三高地区第二工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次の

とおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

- 一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し
- 二 縦覧に供する期間
昭和六十三年二月十日から二十日間
- 三 縦覧に供する場所
鳥取市役所
- 四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百三十九号

三朝町が行う土地改良事業に係る森地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類
換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十号

東郷町が行う土地改良事業に係る東郷（別所）地区第二工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

東郷町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第百四十一号

三朝町が行う土地改良事業に係る旭西地区湯谷工区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百二十二号

三朝町が行う土地改良事業に係る下畑地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

三朝町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百十三号

日野町が行う土地改良事業に係る下黒坂地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

日野町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十四号

溝口町が行う土地改良事業に係る福岡地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

溝口町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十五号

江府町が行う土地改良事業に係る貝田（下）地区の換地計画の認可申請については、審査した結果適当と決定したので、土地改良法（昭和二十四

年法律第九十五号）第九十六条の四において準用する同法第五十二条の二第四項において準用する同法第八条第六項の規定により告示し、次のとおり縦覧に供する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 縦覧に供する書類

換地計画書の写し

二 縦覧に供する期間

昭和六十三年二月十日から二十日間

三 縦覧に供する場所

江府町役場

四 異議の申出

利害関係人は、この告示に係る決定に対し異議があるときは、縦覧期間満了の日の翌日から起算して十五日以内に知事に申し出ること。

鳥取県告示第四百四十六号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第一百三十二条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
三朝町	山村地域農林漁業特別対策事業大柿地区ほ場整備	昭和五十一年三月二十五日

鳥取県告示第四百十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第百十三条の二第一項の規定に基づき、次のとおり土地改良事業の工事を完了した旨の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

事業主体	土地改良事業の名称	工事完了年月日
大原千町 土地改良 区	団体管ほ場整備事業大原千町第二地区ほ場整備 水田作総合管農条件整備事業大原地区区画整理	昭和六十一年三月二十五日 昭和六十三年三月二十五日

鳥取県告示第四百十八号

測量法（昭和二十四年法律第八十八号）第十四条第二項の規定に基づき、建設省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

一 作業種類

基本測量（二万五千分の一地形図修正測量）

二 作業地域

倉吉市、日野郡日南町、気高郡鹿野町及び青谷町並びに東伯郡羽合町、泊村、東郷町、三朝町、関金町、北条町及び大栄町

三 終了年月日

昭和六十二年十二月二十五日

鳥取県告示第四百十九号

土地区画整理法（昭和二十九年法律第九十九号）第十三条第一項の規定に基づき、東浜坂団地土地区画整理事業の終了を認可したので、同条第三項において準用する同法第九条第三項の規定により、次のとおり告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

選挙管理委員会告示

鳥取県選挙管理委員会告示第六号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第七条の規定に基づき、次の政治団体から届出事項に異動があつた旨の届出があつたので、同法第七条の二第一項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

- 一 土地区画整理事業の名称
東浜坂団地土地区画整理事業
- 二 施行者の名称
鳥取県住宅供給公社
理事長 西尾邑次
- 三 事業施行期間
昭和五十八年二月十七日から昭和六十二年三月三十一日まで
- 四 施行地区の区域
鳥取市浜坂字高熊、字湯原及び字晝山の各一部
- 五 施行認行年月日
昭和五十八年二月十七日
- 六 土地区画整理事業の終了の認可年月日
昭和六十三年二月二日

政治団体の名称	異動事項	新	旧	届出年月日	備考
自由民主党鳥取市吉岡支部	主たる事務所所在地	鳥取市吉岡温泉町二四七	鳥取市吉岡温泉町一六七	昭和六十三年二月十日	政党の支部
自由民主党鳥取県薬剤師支部	代表者の氏名	佐々木紘一	岡松 孝	昭和六十三年二月二十六日	
門脇正後援会	主たる事務所所在地	西伯郡大山町平木九九	西伯郡大山町一信五五一	昭和六十三年二月九日	その他政治団体
鳥取県自治同志会	代表者の氏名	中井 定利	入江 正雄	昭和六十三年二月九日	
鳥取県ビルメンテナンス政治連盟	主たる事務所所在地	鳥取市富安二丁目一五九	鳥取市扇町三	昭和六十三年二月十二日	
水と緑と文化の会 まちづくりの会	代表者の氏名	倉吉市八屋二一四一三	倉吉市昭和町二丁目二五二	昭和六十三年二月十四日	
鳥取県石井道子 薬剤師後援会	代表者の氏名	常田 享詳	米山英之助	昭和六十三年二月二十六日	
鳥取県薬剤師連盟	代表者の氏名	常田 享詳	米山英之助	昭和六十三年二月二十六日	

鳥取県選挙管理委員会告示第七号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定に基づき、次の政治団体から解散の届出があつたので、同条第三項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	年月日	備考
田中ますと徳丸後援会	田中 謙一	田中 英雄	八頭郡八東町大字徳丸一三四八	昭和六十二年十二月十四日	その他の政治団体
武田吉造後援会	中田 邦雄	山根 馬蔵	八頭郡若桜町大字若桜七四九一	昭和六十二年十二月十九日	
中原敏晴と市政を語る会	宮部 孝治	中原 陽子	鳥取市浜坂八〇一―五	"	
岸本換後援会	宮本 政保	浜本乾太郎	鳥取市湯所町一丁目二二〇	昭和六十二年十二月十八日	

鳥取県選挙管理委員会告示第八号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十二条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十條第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

期間 昭和62年1月1日～同年12月31日

政治団体の名称 門脇たけし後援会 1 収入総額 24,300円

報告年月日 昭和62年12月1日 (1) 前年繰越額 24,300円

収入・支出の総額 (2) 本年収入額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 安達昭男後援会
報告年月日 昭和62年12月2日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 243,000円

前年繰越額 53,000円

本年収入額 190,000円

(2) 支出総額 216,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

寄附（内訳別掲）

個人からの寄附 190,000円

合 計 190,000円

【寄附の内訳】

個人からの寄附

その他 190,000円

(2) 支出の内訳

経常経費

備品・消耗品費 18,000円

事務所費 98,000円

小 計 116,000円

政治活動費

組織活動費 100,000円

合 計 216,000円

政治団体の名称 高橋篤史後援会
報告年月日 昭和62年12月15日

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 132,000円

前年繰越額 0円

本年収入額 132,000円

(2) 支出総額 132,000円

2 収入・支出の内訳

(1) 収入の内訳

寄附（内訳別掲）

個人からの寄附 132,000円

合 計 132,000円

【寄附の内訳】

個人からの寄附

その他 132,000円

(2) 支出の内訳

経常経費

人件費 50,000円

事務所費 20,000円

小 計 70,000円

政治活動費

組織活動費 62,000円

鳥取県選挙管理委員会告示第九号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十七条第一項の規定による政治団体の収支に関する報告書の提出があつたので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

政治団体の収支報告書の要旨

◎その他の政治団体

政治団体の名称	田中ますと徳丸後援会	個人からの寄附	100,000円
報告年月日	昭和62年12月14日	合 計	100,000円
	(昭和63年12月10日解散)	【寄附の内訳】	
1 収入・支出の総額	100,000円	個人からの寄附	100,000円
(1) 収入総額	0円	その他	100,000円
了 前年繰越額	0円	(2) 支出の内訳	
イ 本年収入額	100,000円	経常経費	20,000円
(2) 支出総額	100,000円	人件費	10,000円
2 収入・支出の内訳		光熱水費	5,000円
(1) 収入の内訳		事務所費	35,000円
寄附（内訳別掲）		小 計	
		政治活動費	

組織活動費 65,000円

合 計 100,000円

政治団体の名称 武田古造後援会

報告年月日 昭和62年12月19日

(昭和62年4月30日解散)

1 収入・支出の総額

(1) 収入総額 34,875円

了 前年繰越額 34,875円

イ 本年収入額 0円

(2) 支出総額 34,875円

2 支出の内訳

経常経費 8,000円

人件費 1,000円

光熱水費 15,000円

事務所費 24,000円

小 計 24,000円

政治活動費

組織活動費 10,875円

合 計 34,875円

政治団体の名称 中原敏晴と市政を語る会

報告年月日 昭和62年12月19日

(昭和62年12月19日解散)

収入・支出の総額

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

政治団体の名称 岸本操後援会

報告年月日 昭和62年12月28日

(昭和62年12月22日解散)

1 収入総額 0円

2 支出総額 0円

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条第三項の規定に基づき、次のとおり指定団体の指定の取消し届出があつたので、同法第十九条の二第一項の規定により公表する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

岸本 操	指定団体の指 定の取消し届 出をした者の 氏名	指定を取消した団体		届 出 年月日
	種類	名 称	主たる事務所 の所在地	
岸本操後援会	議員	鳥取市湯所町一 丁目二〇〇	代表者の氏名	昭和六十 一年十二 月十八日
		宮本 政保		

鳥取県選挙管理委員会告示第十号

政治資金規正法（昭和二十三年法律第九十四号）第十九条の七第一項の規定による特定公職の候補者の保有金の収支に関する報告書の提出があったので、同法第二十条第一項の規定に基づき、その要旨を次のとおり公表する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県選挙管理委員会委員長 友 松 五 郎

保有金の収支報告書の要旨

特定公職の候補者の氏名 岸本 操
公職の種類 県議会議員（候補者等）
報告年月日 昭和62年12月28日
保有金の収入・支出の総額
1 収入総額 0円
2 支出総額 0円

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第十二号

次の遊技機の型式については、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和二十三年法律第二百二十二号）第二十条第三項の技術上の規格に適合していると認められたので、遊技機の認定及び型式の検定等に関する規則（昭和六十年国家公安委員会規則第四号）第九条第一項の規定により告示する。

昭和六十三年二月九日

鳥取県公安委員会委員長 秋 久 勲

遊技機の種類	型 式	製 造 業 者 名
	サンズカーレットV八	京楽産業株式会社
	スパル	
	スパルA	
	ニュースーパーシャトル七号	
	ダートル	
	ダートルA	

ぱちんこ遊技機

メタルX II	スピーレーシングF II	ちんどんショー	フォートレスP-三	マジック	大航海	サウンドステーション	ハンター	ニンジャ五	ライガー二	ライガー一	ニュービッグセバート五	トロピカル	ロンメル	ラビリンズ二	デルバー
株式会社三共		株式会社ソフィア		平和工業株式会社			株式会社大一商会								

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥

取

県

【定価一部一箇月千八百円(送料を含む。)】